

伊豆市

クリスマスFun Funナイト 修善寺虹の郷

クリスマス色にライトアップされた夜の虹の郷が入園無料！駐車場も無料開放。聖なる夜は、虹の郷で過ごしてみませんか？期間中コンサートやスペシャルディナーなども予定。とき/12月20日(土)~24日(水) 16:00~20:30

開園/イギリス村のみ

問合せ/修善寺虹の郷

電話 0558 72 7111

函南町

家庭の省エネ講座

日ごろの生活で取り組める省エネ活動や省エネ家電を紹介します。入場無料。申し込みは不要です。

とき/12月5日(金)10:00~12:00

ところ/函南町役場2階大会議室

講師/井口順子氏(消費生活アドバイザー)

問合せ/函南町環境衛生課

電話 055 979 8112

沼津市

第39回沼津農林まつり

農産物即売や農産物・料理コンテスト、エコライフに関する展示など。買い物袋をご持参ください。

とき/12月21日(日)

9:30~14:30

ところ/キラメッセぬまづ

問合せ/沼津農林まつり実行委員会

電話 055 933 7008 沼津市農林農地課 電話 055 934 4751

三島市

箱根だいこん祭り

タクアン漬けの販売や、タクアン漬け体験、ダイコン収穫体験、箱根西麓野菜の直売などダイコン満載。

とき/12月7日(日)

10:00~15:00

ところ/三島市立坂公民館とその周辺

問合せ/三島市農政課

電話 055 983 2652

文芸三島第31号発売!

文芸活動に関心を持つ市民の作品を掲載した文芸誌(1冊600円)。

販売期間/12月17日(水)~平成21年3月2日(月)

問合せ/三島市文化振興課

電話 055 983 2672

裾野市

第35回農業まつり

限定1,000食のミニ丼や豚汁、みかんのつかみ取りが無料で楽しめます。*小雨決行

とき/12月14日(日)9:30~14:00

ところ/裾野市民文化センター駐車場

内容/【販売コーナー】すその水ギョーザ、イチゴ、キウイフルーツ、正月用お飾りなど【催しコーナー】手もみ茶の実演と試飲、五竜太鼓演奏など

問合せ/裾野市農林振興室

電話 055 995 1823

家族を守るのは家長の務め

小嶋 正蔵 さん

伊豆の国市中在住

MY WAY



小嶋さんにご協力をいただいた、『特集・もしも地震が起こったら』は表紙から

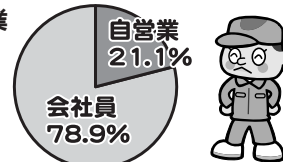
「あのときは、本当に死んだと思いました」四年前まで新潟県長岡市に住んでいた小嶋さんは、中越地震の体験をこう語ります。「夕食後テレビを見ていたら、突然地震が襲ってきました。家の柱や梁はギンギン音を立て、家具は倒れ、食器や照明も落ちてきた。激しい揺れに身動きできず、妻を抱えて柱にしがみつくのが精一杯でした。」揺れがおさまって外に出なければと思っただけ、停電でパニックに陥ったという小嶋さん。「自分の家なのに、玄関がどこか分からない。地震で方向感覚が麻痺していたんです。これは教訓になりました。」小嶋さんの今のお住まいには、居間、トイレ、風呂、台所などすべての部屋に懐中電灯を常備。もちろん、その他の地震対策も万全です。東海地震が必ず起こると言われる静岡県に引越してきた当初、小嶋さんは、自慢話のように誤解されるのを恐れ、自身の体験を一切語りませんでした。しかし、周囲の温かさに触れるうち、「この人たちが、自分と同じ被害に遭わないよう、知ってることはすべて伝えよう」と考えを改めたのです。「大地震は、行政だけががんばっても乗り切れない。最低三日間は自力で生き抜くこと。家族を守るのは、家長の務めです。」九死に一生を得た男の言葉が胸に響きます。



若宮神社祭典など地域の行事でも活躍している第8分団

第8分団 DATA

管轄区域 南条、中、高原、内中、立花台、みどり (2,849世帯/6,988人)
分団長 芹澤 誠吾(南条)
副分団長 遠藤 学(南条)
団員数 38人(うち支援団員6人)
団員の平均年齢 25.6歳*
団員の職業



*正・副分団長、支援団員を除いた現役団員の年齢

伊豆の国市消防団第8分団は、旧・韮山方面隊第四分団と同第五分団が統合して誕生しました。管轄区域は南条、中、高原、内中、立花台、みどりと、市街地から山間部まで広範囲に及んでいます。地域の行事にも積極的に参加し、南条本区では、若宮神社祭典での交通誘導等も行っています。(芹澤分団長より)「現役団員の平均年齢二十五・六歳と、市内全分団でもトップクラスの若さを誇る分団です。火災や水害での出動はもちろん、地域の祭典等でもエネルギーに頑張っていますので、これからも消防団活動にご理解とご協力をお願いします。」

シリーズ 後期高齢者医療制度 3 保険料について

問合せ 国保年金課
電話 055 948 2905

保険料の納め方

年金天引き、または納付書や口座振替で納めます。後期高齢者医療制度に加入している人は一人ずつに保険料がかかります。

1 年金天引きで

年金収入から天引きで保険料を納めます。年金天引きは年金の種類や金額に基づき判定されますが、原則として年金天引きとなりません(ただし支払方法変更申出書が承認された人は、口座振替も可)。



普通徴収



特別徴収



天引き後の年金

【年金天引きされない人】年金収入が年額十八万円以下の人。介護保険料と後期高齢者医療の保険料額の合計が、年金額の二分の一を超える人。

*複数年金を受給している人は、優先順位が高い年金で判定します。

2 口座振替や納付書で
納付書が届いた人は、納付書で納めます。口座振替で納める人は、口座振替の手続きが必要です。

支払方法の変更
次の人は、年金天引きだけでなく、申し出れば口座振替も可能です。希望する人は、国保年金課へお問い合わせください。

要件 国民健康保険の保険料を、この二年間滞納なく納めていた人
要件 年金収入が一八〇万円未満で、代わりに納めてくれる配偶者や世帯主がいる人

社会保険料控除の対象に

保険料は、社会保険料控除の対象となります。年金天引きで納めた保険料は、本人のみ控除できません。納付書や口座振替で納めた人は、納めた人の社会保険料控除として控除できます。

【次回】保険料の計算方法と軽減措置について